

大阪大学外国語学部情報セキュリティ委員会規程

平成 22 年 4 月 1 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学情報セキュリティ対策規程第 15 条第 5 項の規定に基づき、大阪大学外国語学部情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、外国語学部における情報セキュリティに関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 外国語学部情報セキュリティ責任者（以下「セキュリティ責任者」という。）
- (2) 外国語学部情報システムセキュリティ責任者（以下「システムセキュリティ責任者」という。）
- (3) 外国語学部情報システムセキュリティ管理者及び言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室（以下「箕面事務室」という。）室長補佐
(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、セキュリティ責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、システムセキュリティ責任者が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 7 条 委員会は、必要に応じて、その審議の結果を外国語学部教授会等に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、箕面事務室庶務係において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。